愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1032 号 (諮問第 1680 号)

件名:時間外勤務 150 時間超の職員の勤務管理簿の不開示 (不存在) 決定に関 する件

1 開示請求

令和3年12月6日

2 原処分

令和3年12月17日(不開示(不存在)決定)

愛知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、別記の開示請求に係る行政文書(以下「本件請求対象文書」という。)を、愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号。以下「条例」という。)第11条第2項(開示請求に係る行政文書を管理していない)に該当するとして不開示とした。

3 審査請求

令和3年12月22日 原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 3 月 29 日

5 答申

令和5年1月30日

6 審査会の結論

教育委員会が、本件請求対象文書について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第5条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する 権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が 行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、審査請求書や実施機関が作成 した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、教育委員会事務職 職員のうち、2021年度において、1月当たりの時間外勤務が150時間を超 えた職員に係る勤務管理簿であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 実施機関によれば、職員が時間外勤務を行う場合には、職務で使用するために職員一人に一台配備されているパソコン(一人一台パソコン)により、総務事務システムにおいて、時間外勤務の従事時間、従事内容等の必要事項を入力して決裁を受ける必要があり、時間外勤務終了後にも、必要事項を入力して決裁を受ける必要があるとのことである。

当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、権限が付与されている職員が、総務事務システムの画面において、総務事務システムを利用している全ての職員の時間外勤務時間を確認した結果、本件請求内容に該当する職員はいなかったとのことである。

また、当審査会において実施機関に確認したところ、一人一台パソコンが配備されておらず、総務事務システムを利用していない非常勤職員の勤務時間については、各所属において紙で管理しており、各所属で確認した結果、本件請求内容に該当する職員はいなかったとのことである。

- イ これらのことからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないとする実施機関の説明に 特段不自然、不合理な点があるとは認められない。
- (4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書の存否については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

別紙(2021年12月6日)

2021 年度

県教育委員会事務職職員について(管理職も含む)

時間外勤務 150 時間越の職員の勤務管理簿についてわかるもの